

2020年2月28日

会員各位

公益社団法人日本超音波医学会
理事長 工藤 正俊

2019年度に発生した災害の被災者の会費免除について

2019年度には、全国各地で様々な災害が発生し、甚大なる被害が発生いたしました。被災されました皆様には、心からお見舞いを申し上げます。

本会では、被災された会員を支援するため、本年1月17日に開催いたしました理事会において、2019年度に災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）が適用された地域（災害救助法適用地域）に在住し、被災され、「罹災証明書」の発行を受けた会員について、1年分の会費を、申請により免除することを決定いたしました。

申請は、担当理事（会員資格担当理事）が審査し、理事会の承認により会費の免除を決定いたします。

また、今後も災害が発生することが予想されますので、2020年度以降についても、「災害救助法」が適用された地域で被災された会員については、1年分の会費を、申請により免除することを予定しておりますことを申し添えます。

1 申請について

会費（2019年分）について免除をご希望になる場合、「罹災証明証（写し）」（必須）を添付し、本会が定める所定の申請書により、3の「申請期間について」に記載した所定の期日までに申請してください。

2 免除対象者の範囲について

年会費を免除する対象は、本会が指定する年度に「災害救助法」が適用された地域（災害救助法適用地域）に在住・被災され、「罹災証明書」の発行を受けた者といたします。災害救助法適用地域については、内閣府のホームページで公表されていますので、2019年度に適用された地域名をご確認ください（〔参考情報〕を参照のこと）。

また、被災後に災害救助法適用地区に在住されていない会員についても、「罹災証明書」の発行を受けておられる場合には、免除対象といたします。

対象者の範囲について、ご不明な点があれば、本会事務局にご照会ください。

3 申請期間について

申請期間は、2019年度に「災害救助法」が適用された地域については、本会告から6か月以内（2020年8月31日迄（郵送の場合には消印有効））といたしますので、期間内に手続きを完了してください。

また、2020年度以降に「災害救助法」が適用された地域に在住し、被災され、「罹災証明書」の発行を受けた場合については、申請期間は、災害救助法適用後1年以内といたします。

申請ができる期間をご確認頂き、期間内に申請頂くようお願い申し上げます。

4 免除する会費の取扱について

既に2019年度の会費を納入頂いている場合には、2020年度の会費に振替をいたします。また、2020年3月31日をもって退会される場合には、会費（2019年分）を返金いたします。

5 その他

免除対象者は、申請時に災害発生時の前年度までの会費が納入されている方に限ります。

2019年度の会費の免除を申請される方で、2018年度以前の会費が未納になっている場合には、未納分をお支払い後に申請を受け付けます。

[参考情報] 災害救助法適用地域について

※災害救助法適用地域については、下記の内閣府防災情報のサイトに情報が掲載されていますので、ご確認ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

2019年度の場合、台風関係では、令和元年台風第15号、令和元年台風19号に関するもの、大雨関係では、令和元年8月前線に伴う大雨が「災害救助法」の適用を受けております。詳細は上記のサイトでご確認ください。

【照会・申請書類送付先】

公益社団法人日本超音波医学会事務局 会計係

〒101-0063

東京都千代田区神田淡路町2-23-1 お茶の水センタービル6F

電話 03-6380-3711 FAX 03-5297-3744

e-mail office@jsum.or.jp